

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 2019年11月 1 日

【会社名】 株式会社幸楽苑ホールディングス

【英訳名】 KOURAKUEN HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新 井 田 昇

【本店の所在の場所】 福島県郡山市田村町上行合字北川田 2 番地 1

【電話番号】 024(943)3351(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役財務経理部長 渡 辺 秀 夫

【最寄りの連絡場所】 福島県郡山市田村町上行合字北川田 2 番地 1

【電話番号】 024(943)3351(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役財務経理部長 渡 辺 秀 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、不動産取引において建物の改修工事費用にかかる損害賠償請求を受けておりましたが、2019年10月24日に、東京地方裁判所において民事調停が成立しました。これに伴い、当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

2019年10月24日

(2) 当該事象の内容

当社は、不動産取引において建物の改修工事費用にかかる損害賠償請求を受けておりましたが、2019年10月24日に、東京地方裁判所において民事調停が成立しました。当社が支払うべき解決金の額は、151,500千円です。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響

当該事象の発生により、2020年3月期第2四半期の連結損益において当該解決金151,500千円を特別損失として計上いたします。

以 上